



女川町監査委員告示第13号

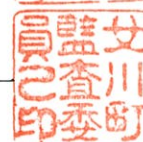
地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第5項及び女川町監査基準（女川町監査委員訓令第1号）第2条第2項の規定により監査を行ったので、同法第199条第9項及び同監査基準第17条第1項の規定により、これを公表する。

令和3年11月8日

女川町監査委員 丸岡 美穂



女川町監査委員 佐藤 誠一



監査結果報告書

1 監査の種類 財務監査

2 監査の期日等

期 日 令和3年10月25日（月）

場 所 女川町役場 3階 委員会室2

監査委員 丸岡 美穂 ・ 佐藤 誠一

3 監査の対象

（1） 9月支出分水道事業会計の支出伝票の審査

対象科目：全科目 合計 74件

（2） 9月支出分一般会計・特別会計支出伝票の審査

対象科目：一般会計：第10款～第13款

特別会計：市場、国保、後期高齢者医療特別会計

人件費分、交際費分、100万円以上分

合計 438件

4 監査の着眼点（評価項目）

支出事務が法令に適合し、正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げようにし、組織及び運営の合理化に努めているか。

5 監査の実施内容

（1） 9月支出分水道事業会計支出関係書類の監査

9月中に支出された水道事業会計に係る支出関係書類について、違法、不当な支出又は不経済な支出はないかを主眼とし、必要に応じて職員から聴き取りを行い監査を実施した。

（2） 9月支出分一般会計・特別会計支出関係書類の監査

9月中に支出された一般会計の指定した科目の支出関係書類と特別会計の指定した会計の支出関係書類について、違法、不当な支出又は不経済な支出はないかを主眼とし、必要に応じて職員から聴き取りを行い監査を実施した。

6 監査の結果

（1） 9月支出分水道事業会計支出関係書類監査について

概ね良好に処理されていると認められた。

（2） 9月支出分一般会計・特別会計支出関係書類監査について

下記指摘事項以外は、概ね良好に処理されていると認められた。

（指摘事項）

女川スタジアム管理経費について、8月分芝生保守管理業務委託料 123 万 7,500 円、8月分電気料 17 万 1,411 円、8月分散水栓水道料 13 万 8,380 円、消耗品等 43 万円ほどの支出が確認されたが、公の施設としての設置条例がいまだ制定されていない。上記のようなランニング・コストの負担を考えれば、事前に設置・使用に関する条例等を準備しておくことで、駐車場等の周辺施設の完成を待たず、本スタジアムを町民の軽スポーツ等に事業供用することができたところである。

なお、施設の供用開始が令和4年4月頃になるということである。未活用のまま負担するランニング・コストは、8月分の金額をもとに計算すれば、月約 200 万円の経過月数分となる。早急な対応が必要であるとともに、公費や公的施設・設備に対して、公共のものであるという感覚、財源が国民の税によるものであるという感覚を再確認されたい。